

# 税務相談会のご案内

開催日：平成24年4月18日(水)、25日(水)

午後2時～5時

場 所：税理士法人 岡本会計事務所

ご希望の方は必ず、開催日の前週、金曜日  
までにお電話にてご予約ください。

ご予約の際、相談内容の概要をお知らせく  
ださい。

〒561-0812 豊中市北条町2-6-3

Tel:06-6336-1088 Fax:06-6333-4919 (担当:岡)

## サービスの内容

お客様の税務問題にお応えするための月に二度の無料税務相談会。

相談員：後藤昌司税理士、前田敦子税理士

事業を行っていたり、不動産を売買する時等、税務の知識を持っていないと思われぬ税負担となったりすることが多々あるようです。

そのような問題を防ぐために、皆様が気軽に相談できる場を開設いたしました。お知り合いの方々の税務問題も含め、ご利用下さい。

## 後藤税理士の税務Q & A

岡本会計事務所税務相談会にてよくお受けする質問を、簡単に毎月ご紹介していきます。

Q

中小法人の法人税率の改正について教えてください。

A

年間所得800万円以下の部分について従前は18%でしたが、15%に引き下げられることとなりました。ただし復興特別法人税として基準法人税額に10%が付加されることとなりましたので実質16.5%となります。

年間所得800万円超の部分については従前は30%でしたが、25.5%に引き下げられることとなりました。ただし復興特別法人税として基準法人税額に10%が付加されることとなりましたので実質28.05%となります。

この改正は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。